◆重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）について◆

重要事項説明書は、保険契約の内容のうち、特に重要な事項をまとめた文書です。必ず内容をご確認いただき、ご了承の上でお申し込みいただきますようお願いいたします。
重要事項説明書は、保険契約の内容の全てを記載しているものではありません。
詳細は、「普通保険約款・特約条項」をご確認ください。

Ⅰ．契約概要

契約概要は保険契約の内容において、特に重要な事項について記載しています。

１．１年定期保険（無配当）の仕組み

被保険者が保険期間中に死亡したときに、死亡保険金をお支払いする保険です。

２．保障開始日（責任開始日）

当社が保険契約の申込みを承諾したときは、承諾した日の属する月の翌月１日に保障を開始します。

３．被保険者、契約者および保険金受取人（以下「契約関係者」といいます。）の範囲

（１）被保険者

保険金の保障の対象となります。対象となるのは、以下の①および②に該当する方です。

①日本国内に居住している

②対象年齢

- 新規の契約：満 18 歳から満 89 歳まで（保障開始日の満年齢）
- 契約の更新（契約概要の９．参照。以下、同じ）：満 99 歳まで（更新日の満年齢）

（２）契約者

保険契約の申込みおよび保険料の払込みを行い、契約上の権利と義務を持つ方です。

対象となるのは、満 18 歳以上であり、以下の①、②、③のいずれかに該当する方です。

①被保険者本人　②被保険者の配偶者　③被保険者の２親等以内の親族

（３）保険金受取人

契約者が被保険者の配偶者または３親等以内の親族から、被保険者の承諾を得た上でひとりを指定します。

４．保険契約の引受け

当社は、申込時に以下の①および②に該当する場合に、契約を引き受けます。

①被保険者の健康状態について、告知事項の回答が全て「いいえ」である

軽度な病気やケガ（花粉症、アレルギー性鼻炎、水虫、虫歯、歯科矯正、完治した風邪、手足の軽度の切り傷・打撲・捻挫等）であれば、告知事項の回答は「いいえ」となります。

②契約関係者のいずれも反社会的勢力に該当しない、または関与していない

※なお、当社の他の保険における経緯等により、契約を引き受けない場合があります。

５．保険期間・保険料払込期間

契約日（保障開始日と同日）から１年間とします。更新時は、更新日から１年間とします。

６．契約者が払い込む保険料

（１）保険料の金額

- 契約日・更新日における被保険者の満年齢、保険金額、払込回数によって決まります。
- 保険料の割引制度はありません。

Ⅰ．契約概要

※各プランにおける金額はパンフレット、当社 Web サイト、契約申込情報（書面または画面）にて確認してください。

（２）保険料の払込回数

- 年払または月払
  契約申込時にいずれかを選択してください。保険期間の途中で払込回数を変更することはできません。更新時に、契約者が当社所定の手続きをすることにより変更できます。

（３）保険料の払込経路

- クレジットカード払となります。口座振替は取り扱っていません。
  クレジットカードから保険料を領収できなかった場合には、当社が指定する金融機関の口座に払込む必要があります。

（４）保険料の払込期月、払込猶予期間

- 払込期月：初回の保険料は、契約日の属する月の末日までとなります。月払の第２回、年払の次年度以降の保険料は、月ごとまたは毎年の契約日に対応する日の属する月の初日から末日までとなります。
- 払込猶予期間：払込期月の翌月の初日から末日までとなります。払込猶予期間に所定の保険料が払い込まれなかった場合には、契約は払込猶予期間満了日の翌日から失効します。
- 契約失効後の復活（有効な状態に戻すこと）は取り扱いません。

７．保険契約の内容の変更、訂正

- 契約者または保険金受取人を変更するとき、および契約関係者の姓名または契約者の連絡先に変更が生じたときは、契約者は変更の手続きをしてください。契約者または保険金受取人の変更には、被保険者の同意および当社の承諾を必要とします。
- 被保険者の生年月日、性別に誤りがあるときは、契約者は訂正の手続きをする必要があります。
- 保険金額を増額することはできません。更新時には、当社が定める範囲で保険金額の減額および保険料払込回数の変更をすることができます。

８．保険契約の解約

- 契約者は、当社所定の書類の提出または必要事項の入力等により、契約を将来に向かって解約できます。

９．保険契約の更新（継続）または終了

- 当社は、保険期間の満了日の２か月前までに契約者に更新の案内を通知します。
- 契約は、以下の①、②、③の全てに該当する場合に、満了日の翌日を更新日として更新（継続）されます。更新時に被保険者の健康状態について告知する必要はありません。
  ①契約が満了日の時点で有効であること
  ②更新日における被保険者の年齢が、当社の定める範囲にあること
  ③満了日までに契約者から当社に不継続の申し出がないこと
- 契約は、不継続の申し出があった、または被保険者の年齢が範囲を超える場合には、満了日をもって終了し、以後の保障および更新の取扱いはなくなります。

10．保険契約の消滅および未経過保険料の返還

被保険者の死亡または解約・解除によって契約は消滅します。消滅日以降の期間に保険料の払込みがある場合は、保険料の払込回数に応じて、以下の未経過保険料を契約者に返還します。

（１）月払：消滅日が属する月の翌月以降の保険料が払い込まれたときは、その保険料

Ⅰ．契約概要

（２）年払：契約日（更新日）から消滅日の経過月数に応じた所定の返還率によって計算する未経過保険料

11．保険金を支払う場合

被保険者が保険期間中に死亡したときに、死亡保険金を保険金受取人に支払います。

※各プランにおける金額は、パンフレット、当社 Web サイト、契約申込情報（書面または画面）にて確認してください。

12．保険金が支払対象外となる場合または削減して支払われる場合（注意喚起情報）

（１）死亡保険金を支払わない場合

- 保障開始日から３年以内の被保険者の自殺
- 保険金受取人の故意による被保険者の死亡（受取人が複数存在する場合、故意に死亡させた受取人に帰属する部分に限り支払対象外となります。）
- 契約者の故意による被保険者の死亡

（２）死亡保険金を支払わない場合または削減して支払う場合

被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、その原因による死亡者数の増加が当保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

Ⅱ．注意喚起情報

注意喚起情報には、保険契約について特にご注意いただきたい事項など、お客さまに不利益となる事項について記載しています。

１．反社会的勢力との関係の排除

契約関係者のいずれかが反社会的勢力に該当する、または関係があると認められたときに、当社は保険契約を引き受けません。

２．保険契約の撤回（クーリングオフ）

少額短期保険は保険期間が短期であることなどにより、契約申込後の撤回（クーリングオフ）は取り扱いません。

３．法令等に基づく少額短期保険に関する規制

（１）保険期間

１年間となります。保険期間が満了した後、一定の条件に該当する場合は、更新によって継続することができます。

（２）給付金・保険金（以下「保険金等」といいます。）の限度

①当社が引き受ける被保険者一人当たりの保険金等の金額

- 保険金（死亡保険金、重度障害保険金）は 300 万円
- 医療保険、生命保険、損害保険を含む全ての保険種類を合計して、保険金等は 1,000 万円（個人賠償保険等の低発生率保険を除きます。）

②当社が引き受ける契約者一人当たりの保険金等の金額

全ての契約を合計して、給付金（医療保険等）は 8,000 万円、保険金は 3 億円が限度となります。

（３）保険料、保険金の税法上の取扱い

①払込保険料は、生命保険料控除の対象となりません。

②死亡保険金の相続税非課税枠

他の保険会社・少額短期保険業者から受け取った死亡保険金と合算して、相続税の非課税枠（500 万円×法定相続人数）の適用を受けることができます。

（４）当社の経営に重大な状態が生じた場合の対応

- 少額短期保険は保険契約者保護機構の加入対象外であり、同機構による資金援助等の保護措置は適用されません。
- 当社は破綻した場合の損失補塡等を目的として、法務局に供託金を差し入れています。

４．保険料、保険金額等の変更および保険契約の更新の停止

保険料の増額、保険金の減額、更新の停止を行うときには、当社は契約者にお知らせします。

（１）保険契約の更新時における変更（保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす収支の状況が生じた場合）

保険料の増額または保険金の減額を行うこと、もしくは契約の更新を停止することがあります。

（２）契約期間中における変更（保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす収支の状況が生じた場合）

保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。

５．配当金、返戻金

当社の保険には、契約者配当金、満期返戻金、解約返戻金はありません。

６．保険契約の見直し、乗換え

契約している保険を解約したり減額することを前提として、当保険の申込みを検討している場合は、以下のような状況が生じることがあります。

Ⅱ．注意喚起情報

（１）解約または減額を検討する保険契約の返戻金について

多くの場合、返戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になるか、全くないことがあります。

（２）新たに申し込む保険について

被保険者の健康状態等により、契約を締結できないこと、または契約後に解除等となることがあります。

７．告知義務および告知義務違反による保険契約の解除

（１）告知義務

契約者または被保険者は、契約の申込みにあたり、被保険者の傷病歴や健康状態等について、当社所定の告知事項に事実を正しく告知する必要があります。

（２）告知義務違反による解除

事実を正しく告知しなかったり、事実ではないことを告知した場合には、当社は契約を解除し、保険金を支払わないことがあります。

８．詐欺による保険契約の取消し

告知義務違反が特に重大な内容である場合など、契約の申込みにおける詐欺行為に該当する場合には、当社は保険金を支払わず、契約を取り消すことがあります。

９．重大事由による保険契約の解除

契約者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき、または反社会的勢力に該当すると認められたときは、当社は契約を解除し、保険金を支払わないことがあります。

10．保険金が支払対象外となる場合（上記の７、８、９以外の支払対象外となる事由について）

契約概要の「12．保険金が支払対象外となる場合または削減して支払われる場合」を確認してください。

11．保険金の請求

- 保険金の支払対象となる可能性がある場合は、当社のお問い合わせ窓口または募集代理店へ連絡してください。
- 連絡受付後、当社は保険金受取人へ、当社所定の書類（死亡診断書等）の提出および必要事項の入力等による請求手続きを案内します。

12．保険契約の失効

- 保険料が所定の払込期月または払込猶予期間に払い込まれない場合には、契約は失効します。
- 失効した契約について、返戻金はありません。
- 契約失効後の復活（有効な状態に戻すこと）は取り扱いません。

13．支払時情報交換制度

当社は一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する「支払時情報交換制度」に参加しています。
同制度において、少額短期保険各社は、保険金等の支払い、保険契約の解除・取消し・無効等の判断の参考とするために、保険契約に関する所定の情報を相互に照会しています。

14．お問い合わせ、ご相談、ご不満の受付窓口

当社の保険についてお問い合わせ等がある場合は、下記の窓口または募集代理店に連絡してください。

GMO 少額短期保険　カスタマーサービス室	
電話番号	０５０－８８９２－３５９０
受付時間	月曜～金曜 9:００～１７:００（祝日・年末年始を除く）
お問い合わせフォーム	https://gmo-minihoken.com/contact

Ⅱ．注意喚起情報

15. 法令（保険業法第 308 条の２第１項）に基づく指定紛争解決機関

- お客さまのご不満について当社との間で解決ができない場合に、当社が加盟する（一社）日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」は、公正かつ中立な立場からお客さまと当社の間の和解のあっせん・解決を支援します。
- 原則として一か月を経過しても解決しない案件について、お客さままたは当社の申立てにより「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定を行います。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」	
電話番号	０１２０－８２－１１４４
受付時間	月曜～金曜 9:００～１２:００,１３:００～１７:００（祝日・年末年始を除く）
ご相談フォーム	https://ws.formzu.net/dist/S23780034/
FAX	０３－３２９７０７５５－

GW-2026-012

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意事項

契約の申込みに際して、以下の事項のすべての内容に同意することが必要となります。

1．反社会的勢力に該当しないことの表明確約

私（本保険の被保険者および保険金受取人も対象とします。以下同じ。）は、現在および将来にわたり、以下のいずれにも該当しないことを表明し、確約します。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他それらに準ずる反社会的勢力
- 暴力団員等が、経営を支配している、または実質的に関与していると認められる関係
- 自己、自社あるいは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
- 暴力団員等に対して資金等を提供する、または便宜を供与するなどの協力関与をしていると認められる関係
- 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難の対象となる交際関係を有していること

2．不当な行為を行わないことの確約

私は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為も行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- 風説（事実と異なるうわさ）を流布し、偽計（人をあざむく行為）や威力を用いて、貴社の信用を傷つけ、または業務を妨害する行為
- その他、上記の各項目に準ずる悪質な行為

3．確約に違反した場合の契約解除等への同意

私は、本同意事項の「１」または「２」に違反した場合もしくは表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、以下の措置がとられることに一切の異議を申し立てず、同意します。

- 無催告での契約解除： 本同意事項への違反が、普通保険約款に定める「重大事由」に該当するものとして、ただちに保険契約が解除されること
- 損害賠償等の免責： 契約解除等により私に不利益や損害が生じた場合でも、貴社に対して一切の損害賠償請求等の異議申し立てを行わないこと
- 損害の負担： 私の違反行為によって貴社に損害が発生した場合には、私がその一切の責任と損害を負担すること
- 外部機関への照会通報： 貴社が本同意事項の確認のため、または不当要求への対応および捜査協力のために、警察署や暴力追放運動推進センター等の外部専門機関に対して照会、通報および情報提供を行うこと

GW-2026-012

GMO 少額短期保険株式会社

個人情報保護方針

ＧＭＯ少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の取得と利用、適切な保護及び苦情等を受けた場合の対応について、以下の通り個人情報保護方針を定め、お客さまの個人情報等の保護に取り組んでまいります。

１．関係法令等の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、個人情報保護委員会が定めるガイドライン、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針（以下、関係諸法令及び国が定める指針等といいます。）、並びに本個人情報保護方針を遵守します。

２．個人情報等の取得

当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限度の情報を適正な方法により取得します。

当社では、次のような方法により、お客さまの情報を取得します。

(1)お客さまが書面、またはインターネット経由で記入し、提供することにより取得する方法
(2)お客さまが当社メールアドレスに送信することにより取得する方法
(3)お客さまが当社電話システムに問い合わせることにより取得する方法
(4)お客さまが当社ホームページにアクセスした際に、当社が記録するログにより取得する方法
(5)お客さまが当社電話システムに問い合わせた際に、当社が記録する音声録音により取得する方法
(6)お客さまが保険契約締結時に提出する申込書、告知書、その他契約の締結に必要な書類または情報を通じて取得する方法
(7)お客さまが給付金・保険金等の請求時に提出する請求書、その他の手続きに必要な書類または情報を通じて取得する方法
(8)お客さまが名義変更等の手続きの際に提出する請求書、その他の契約の維持管理に必要な書類または情報を通じて取得する方法
(9)その他、関係法令等に従い適正な方法により取得する方法

３．個人情報等の利用目的

当社は、当社のサービスをお客さまが利用するため及び当社サービスを法令等や当社ルールに従って適切に提供するために、必要最小限度の情報を利用します。

当社は、取得したお客さまの個人番号を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で明記された目的の範囲内についてのみ利用します。

当社は、取得したお客さまの個人情報等を次のような目的に利用します。

(1)保険契約の引受け、継続・維持管理、給付金・保険金の支払い等、法令で定めた保険事業を行うため
(2)お客さまが当社の提供するサービスを利用するため
(3)当社、関連会社及び提携会社の商品、またはサービスの案内を行うため
(4)お客さま本人であることを確認するため
(5)再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求を行うため
(6)市場調査、データ分析及びアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究開発のため
(7)当社役職員の採用・労務管理、少額短期保険募集人の登録・管理等のため
(8)その他、お客さまとの手続きを適切かつ円滑に履行するため

４．センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報などを含みます。）並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する情報（以下「センシティブ情報」といいます。）を関係諸法令及び国が定める指針に規定する場合を除いて取得、利用及び第三者に提供しません。

５．特定個人情報の取扱い

当社は、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）により認められた場合を除き、目的外の取得・利用及び第三者に提供しません。

６．安全管理措置

当社は、お客さまの個人情報等が正確かつ最新の内容に保つよう努めます。お客さまの個人情報等の漏えい等を防止するため、当社及び当社関連施設において入退室管理、持ち込み機器の制限、情報へのアクセス制限、盗難防止措置、不正アクセス防止措置等の必要かつ適切な安全管理措置を講ずるとともに、役職員に対する研修及び委託先の適切な監督を行います。

また、当社は個人情報等の一部について、クラウドサービスを利用して保管します。当該クラウドサービスのデータセンター所在地は日本国内です。

ＧＭＯ少額短期保険株式会社

7．第三者提供の制限

当社は、以下の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、お客さまの個人情報等を第三者に開示、提供することはありません。

(1)法令の規定に従い、提供または開示するとき

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5)当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が個人情報等を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（個人情報等を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

8．継続的改善

当社は、お客さまの個人情報等の適切な取扱いを図るため、個人情報保護方針の適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

9．お客さまの個人情報等の共同利用

当社は、以下の各号の通りお客さまの個人情報等を共同で利用することがあります。ただし、個人情報に関する各種法令等で共同利用が制限されている場合は、お客さまから同意を取得した場合等の法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。

(1)共同して利用する個人情報等の項目

ア.氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、職業、保険契約・取引のニーズに関する情報等のお客さまに関する情報

イ.保険契約・取引の内容、契約の維持管理や預かり残高等の契約・取引に関する情報

ウ.ＧＭＯフィナンシャルホールディングス株式会社の株主の氏名、住所、電話番号、株主番号等の株主に関する情報

(2)共同利用者の範囲

当社の持株会社であるＧＭＯフィナンシャルホールディングス株式会社及び同社の有価証券報告書等に記載されている連結子会社

(3)共同利用における利用目的

ア.ＧＭＯフィナンシャルホールディングスグループとしての総合的なサービスの開発、紹介、提供するため

イ.取得したお客さまに関する個人情報等を分析することによって、ＧＭＯフィナンシャルホールディングスグループの事業に関する市場調査、同グループの新たな事業展開、新たな商品開発等の検討及びお客さまのニーズに合わせた商品紹介等を行うため

ウ.ＧＭＯフィナンシャルホールディングスグループの統合的なコンプライアンス、リスク管理等の経営管理・内部管理を行うため

エ.ＧＭＯフィナンシャルホールディングス株式会社の株主に株主優待を提供するため

(4)個人情報等の管理について責任を有する者及びお問い合わせ窓口

「13. お問い合わせ窓口」に記載の連絡先までお問い合わせください。

・上記共同利用における利用目的のうち、ア・イ・ウに関して責任を有する者

ＧＭＯ少額短期保険株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂１－２－３ 渋谷フクラス

代表取締役社長 山口 正宏

・上記共同利用における利用目的のうち、エに関して責任を有する者

ＧＭＯフィナンシャルホールディングス株式会社

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂１－２－３ 渋谷フクラス

代表執行役会長兼社長 CEO 高島 秀行

法務部電話：03-6221-0169

受付時間：月曜～金曜 10:00～18:00（祝日・年末年始を除く）

10. 個人関連情報の取得

当社は、第三者から個人関連情報の提供を受け、当社が保有する個人データと紐付けることによって、本人が

識別される個人データとして取得する場合は、あらかじめ本人から同意を取得するとともに、前記「3．個人情報等の利用目的」に掲げる利用目的の範囲内で利用します。

11. 支払時情報交換制度（特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。）

当社は、保険金等の支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する本制度を利用し、保険契約に関する所定の情報を相互照会します。

詳細につきましては、（一社）日本少額短期保険協会のウェブサイトをご覧ください。

12. 開示等の請求手続き

当社は、お客さまに係る保有個人データに関して、お客さまから開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には、お客さま本人であることを確認の上、適切かつ迅速な回答に努めます。なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答します。手続き方法は下記の内容を確認してください。

●開示請求方法

・下表の提出書類を下表の受付窓口に郵送してください。本人確認に万全を期すため、電話、FAX、電子メール等による請求は受け付けていません。

・下記の提出書類及び回答方法として電磁的記録を CD-ROM に記録することを請求する場合は CD-ROM（新品に限る）を、下表の受付窓口に郵送してください。記録媒体の調達・郵送料等はお客さまに負担していただくことをお願いします。

●回答方法

本人または代理人による請求いずれの場合も、以下のいずれかの方法により回答します。

・回答内容に関する電磁的記録を CD-ROM に保存し、本人の登録住所宛に郵送する方法

・回答内容に関する電磁的記録を、当社に登録された電子メールアドレス宛に送信する方法

・本人の登録住所宛に回答内容を記載した書面を郵送する方法

●請求に応じられない場合の取扱いについて

以下の各号に定める場合は、請求等には応じかねますので、あらかじめ了承してください。なお、請求等に応じなかった場合も、所定の手数料をいただきます。

・本人確認ができない場合

・代理人によるご請求の場合において代理権が確認できない場合

・手数料の支払いがない場合

・請求書類に不備があり、訂正等がない場合

・保有個人データ以外に関する請求である場合

・個人情報保護法その他の法令等に違反した、または法令等において開示等に応じないことができる場合

受付窓口	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂１－２－３ 渋谷フクラス ＧＭＯ少額短期保険株式会社個人情報保護法に基づく情報開示請求等窓口
請求の対象となる保有個人データの項目	氏名、住所、電話番号、生年月日等
提出書類	(1) 保有個人データ開示請求書 (2) 本人確認書類（運転免許証やパスポート等の写し 2 点） (3) 代理人による請求の場合は、上記(1)、(2)に加え ・委任状（請求等をすることについて本人が委任をした事実がわかるもの） ・代理人の本人確認書類の写し（運転免許証やパスポート等の写し 2 点）
手数料	1 回の請求あたり 1,000 円。請求の受付後、当社が別途指定する方法にてお支払いく ださい。※振込手数料等はお客さまにて負担していただくことをお願いします。
※開示請求等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、本人・代理人の本人確認、手数料の徴収及び当該開示請求等に対する回答のために利用します。	

個人情報保護方針

13. お問い合わせ窓口

当社は、お客さまからいただいた個人情報等に関する質問・意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。質問・意見・苦情等は以下の窓口までお申し出ください。

【ＧＭＯ少額短期保険 カスタマーサービス室】

０５０－８８９２－３５９０ 月曜～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

または当社ホームページ内のお問い合わせフォームをご利用ください。

GW-2026-012

ＧＭＯ少額短期保険株式会社